

令和元年 千葉県災害義援金のご案内

1 災害義援金について

令和元年台風第15号から10月25日の大雨までの一連の災害により被災された方に対して、県内外の皆さまから寄せられた義援金を、千葉県災害義援金配分委員会において決定した基準により配分します。千葉県、日本赤十字社、共同基金会で預かりした義援金は、その全額を被災者の皆さまにお届けします。

2 対象となる方・配分金額

■人的被害

令和元年台風第15号からの一連の災害により、次の被害を受けられた方、またはご遺族

区分	説明	配分金額
死亡	災害弔慰金または千葉県災害見舞金の死亡者に該当する方	30万円
重傷者	災害で負傷され、1ヶ月以上治療が必要な方	15万円

■住家被害

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、住んでいた家屋が次の被害を受けられた世帯。被害の状況は「罹災証明書」の記載内容で確認します。

区分	説明	配分金額
全壊	「全壊」と判定された世帯 または被災者生活再建支援制度の「解体」に該当する世帯	30万円
半壊	「半壊」または「大規模半壊」と判定された世帯	15万円
床上浸水	床上浸水により「一部損壊」と判定された世帯	3万円
一部損壊	「一部損壊」と判定された世帯（床上浸水を除く）	1万円

3 配分方法

申請に基づき、口座振込により配分します。なお、振込に関する通知は行いませんので、通帳記入などをご確認ください。

■人的被害 人的被害を受けられた方又はご遺族の口座に振り込みます。

■住家被害 世帯主の口座に振り込みます。

4 申請方法

□窓口で申請

○受付時間 月～金曜日（土日祝日、年末年始の閉庁日を除く） 8：30～17：15

○受付場所 総務課行政係（役場3階）

□郵送

申請書などの必要書類（下記5を参照）を、次のあて先に送ってください。

○あて先 〒299-4396 千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地
一宮町役場総務課 行

5 必要な書類

□提出する書類

・令和元年千葉県災害義援金申請書（総務課窓口で配布またはホームページからダウンロードできます。）

・添付書類

重傷を負われた方…医師の診断書（任意様式、コピーで可）

住家被害があった方…町で発行した罹災証明書（コピーで可）

□窓口に持参する書類

※郵送で申請される方は、これらの書類のコピーも申請書と一緒に送付してください。

・本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）

・振込先口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードなど）

6 注意事項

○ 申請書の記載漏れや誤りなどがあった場合は、個別にご連絡させていただく場合があります。

○ 申請を受け付けた後、支給対象に該当するかどうか確認して義援金を支給します。

確認の状況や、県からの義援金の配分状況により、支給まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○ 支給にあたって通知書等は送付いたしません。指定していただいた口座への振込みをもって通知に代えさせていただきます。

○ 今後、千葉県災害義援金配分委員会の決定に基づき追加配分がある場合は、支給決定後の被害区分に応じた額を追加で振込みます。追加配分に対する新たな申請は必要ありません。被害状況が変わった場合は、改めて申請が必要となります。

7 問合せ

総務課行政係 TEL：42-2112

FAX：42-2465